

海岸漂着物対策推進会議（第9回）

平成30年8月28日

海岸漂着物対策推進会議（第9回）

平成30年8月28日（火）14:01～14:42

中央合同庁舎第5号館 第1会議室

議 事 次 第

【議 題】

1. 海岸漂着物対策推進会議設置要綱の改正について
2. 海岸漂着物処理推進法の改正について
3. 海洋ごみをめぐる最近の動向について
4. 基本方針の改定について
5. その他

【資料一覧】

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 資料1 | 海岸漂着物対策推進会議の設置について（改正案） |
| 資料2 | 海岸漂着物対策推進法の一部を改正する法律（概要） |
| 資料3-1 | 海洋ごみをめぐる最近の動向について |
| 資料3-2 | 水産庁説明資料 |
| 資料3-3 | 経済産業省説明資料 |
| 資料3-4 | 国土交通省説明資料 |
| 資料3-5 | 環境省説明資料 |
| 資料4-1 | 基本方針改定に向けた今後のスケジュール（案） |
| 資料4-2 | 専門家会議での主な論点について（案） |
| 参考資料1-1 | 海岸漂着物処理推進法（改正後条文） |
| 参考資料1-2 | 海岸漂着物処理推進法の一部を改正する法律（新旧対照表） |
| 参考資料1-3 | 海岸漂着物処理推進法の一部を改正する法律（決議） |
| 参考資料2 | 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 |
| 参考資料3 | 海岸漂着物対策専門家会議（第12回）議事録 |

午後 2 時 0 1 分 開会

○中里海洋環境室長 それでは、定刻となりましたので、これより第 9 回海岸漂着物対策推進会議を始めさせていただきますと思います。

私は、本日、事務局を務めさせていただきます環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室長の中里です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の配付資料の確認をさせていただきますと思います。最初に議事次第でございます。次に、資料 1、海岸漂着物対策推進会議の設置について（改正案）、資料 2、海岸漂着物処理推進法の一部を改正する法律、資料 3-1、海ごみをめぐる最近の動向、資料 3-2、水産庁の資料、資料 3-3、経産省の資料、資料 3-4、国土交通省の資料、資料 3-5、環境省の資料です。ここまで各省の施策の資料でございます。資料 4-1、基本方針改定に向けた今後のスケジュール（案）、資料 4-2、主な論点についてです。

参考資料 1-1、改正された法律の全文で、資料 1-2、新旧対照表、参考資料 1-3、衆議院と参議院の決議、参考資料 2、現在の基本方針、参考資料 3、海岸漂着物対策専門家会議第 12 回の議事録です。

資料等について、不備がございましたら、ご指摘いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、まず、環境省水・大気局長の田中よりご挨拶を申し上げます。

○田中環境省水・大気環境局長 皆さんこんにちは。今、紹介をいただきました、環境省の水・大気環境局長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。関係各省庁の皆様におかれましては、日ごろから海岸漂着物処理推進法の理念に基づきまして、海洋ごみ対策の推進にご尽力をいただいております。この場をおかりして、お礼を申し上げたいと思います。

もうご承知のことでございますけれども、本年 6 月に、平成 21 年に制定をされて以来、初めてとなりますが、海岸漂着物処理推進法が改正されました。昨今、国内外で問題となっておりますマイクロプラスチック対策を含めまして、海岸漂着物対策をより一層推進していくために必要な規定が盛り込まれたところでございます。

この法改正の趣旨を踏まえまして、今後、政府といたしまして、法に基づく基本方針の改定を行い、海洋プラスチックごみ対策を含む海岸漂着物対策をより一層強化し、取組を加速していく必要がございます。

海洋プラスチックごみ問題は、G7 や G20、国連などでも主要議題として取り上げられる地球

規模の課題となっております。我が国としては、来年、日本で開催される G20 において、この問題に取り組み、リーダーシップを発揮して、途上国を含む世界全体の課題として、これに対処をしていく方針でございます。

そのため、基本方針の改定に当たりましては、我が国における先進的な海洋ごみ対策を取りまとめて、国内外にその決意を示していく必要がございます。関係省庁の皆様と一丸となって、これに取り組んでまいりたいと考えております。

本日の会議でございますけれども、法改正の概要、それから海洋ごみをめぐる最近の動向などについて、ご報告をさせていただいた上で、今後の基本方針の改定に向けた進め方をお示しして、政府の中での検討を開始していきたいというふうに思っておりますので、本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中里海洋環境室長 局長、ありがとうございました。

マスコミによる冒頭撮りにつきましては、ここまででお願いいたします。

それでは、早速、議事に移らせていただきます。

まず、議事次第の 1 でございますけれども、海岸漂着物対策推進会議設置要綱の改正について、事務局より説明いたします。

○矢野海洋環境室室長補佐 環境省海洋環境室の矢野と申します。本日はよろしくお願いいたします。

資料 1 に関して、ご説明させていただきます。本日開催の海岸漂着物対策推進会議につきましては、海岸漂着物処理推進法の第 30 条第 1 項の規定に基づいて設置されているものでございますけれども、今般、こちらの資料の赤で記載させていただいているとおり、改正させていただくことにしております。

特に、海岸漂着物対策を今後進めていく上で、国民、消費者等への普及啓発の観点で、持続可能なライフスタイルの理解を促進する観点から人や社会、環境に配慮した消費行動ということで、エシカル消費に関する施策を進めている消費者庁から、この会議の構成員に参加いただくという申し出をいただきましたので、今回、新たに消費者庁の政策立案総括審議官を構成員に追加させていただく旨の改正をさせていただいております。

また、環境省の組織改編に伴いまして、組織の名前の変更がございましたので、併せて改正をさせていただいているところです。

また、推進会議の下に幹事会を設置していますが、別紙にあるとおり、消費者庁からは消費者政策課長に入ってください、経済産業省については、組織の変更で資源循環経済課長に、ま

た環境省の環境再生資源循環局から適正処理推進課長とリサイクル推進室長の2名を追加する改正をしております。

以上です。

○中里海洋環境室長 ただいま説明にありましたとおり、今回の推進会議から消費者庁にご参画いただくことになりました。よろしくお願いいたします。

この改正案につきまして、何かご意見等ございますか。よろしいですか。

では、次の議題に移りたいと思います。

資料2、海岸漂着物処理推進法の改正について、事務局から説明をいたします。

○矢野海洋環境室室長補佐 引き続きまして、資料2についてご説明させていただきます。

海岸漂着物処理推進法につきましては、平成21年に議員立法で成立いたしまして、これまで海岸漂着物の円滑な処理と発生抑制に寄与してきたところですが、法律が制定されて10年あまりがたった現在においても、引き続き全国各地に多くのごみが漂着しているという状況です。資料の背景・課題に書いてあるとおり、海岸に大量のごみが漂着しているのみならず、最近では、漂流ごみや海底ごみが船舶航行・漁場環境の支障になっています。また、台風等災害によって大量に発生した海岸漂着物等が住民生活や経済活動に影響を及ぼしています。

そうした住民の生活や経済活動に支障が生じている漂流ごみや海底ごみについては、改正前の法律には、明確に位置づけられていなかったことから、今回、漂流・海底ごみの規定が追加されております。

また、近年、国民生活に伴って発生したプラスチックごみが海岸漂着物として多く含まれており、社会問題化しておりますが、こうした問題に対応するためには、3Rの推進、循環型社会の形成を進めていくことが重要です。

また、マイクロプラスチックについては、海洋生態系への影響等の懸念が高まっておりまして、国際的な関心も高く、喫緊の課題となっております。

さらに、4つ目に、民間団体等の支援、さらには国際連携、国際協力を進めていくということが課題として挙げられました。

具体的な法改正の内容について、最初に目的が改正されました。漂流ごみ、海底ごみが法律の対象になったことを踏まえ、海岸漂着物等が海洋環境の保全を図る上でも深刻な影響を及ぼしている旨が追加され、また、大規模な自然災害の場合に、大量に海岸漂着物等が発生している旨が目的に追加されました。

また、沿岸の海域に漂流している、または海底にあるごみ、これらを漂流ごみ等と定義して、

海岸漂着物等の中に追加をされました。さらに、国及び地方公共団体が、住民生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない旨が規定されております。

続きまして、3Rの推進による発生抑制対策について、海岸漂着物対策は、循環型社会形成推進基本法等による施策と相まって、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるよう十分配慮されたものでなければならないという旨が第5条に追加されております。

また、次のページのマイクロプラスチック対策については、新たに第6条第2項において、マイクロプラスチックを法律上、微細なプラスチック類と定義した上で、海岸漂着物等であるプラスチック類の円滑な処理及び廃プラスチック類の排出の抑制、再生利用等による廃プラスチック類の減量、その他その適正な処理が図られるよう、海岸漂着物対策は十分に配慮されたものでなければならない旨が基本理念として定められまして、また、新第11条の2で、事業者の責務として、事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、通常の用法に従った使用の後に、河川その他の公共の水域または海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努めることが規定され、これは主に、マイクロビーズ等の一次的マイクロプラスチックの製品への使用の抑制に努めるということ、また、廃プラスチック類の排出が抑制されるように努めなければならないという旨が、新たに規定されております。

また、検討規定として附則の第2項に、政府は、最新の科学的知見、国際的動向を勘案して、海域におけるマイクロプラスチックの抑制ための施策の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が規定されました。

また、④については、更なる海岸漂着物対策として、一つは、民間団体等への表彰の規定が追加されるとともに、国は、国際的な連携の確保、国際協力の推進に必要な措置を講ずる旨が規定されております。

以上です。

○中里海洋環境室長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして資料3、海洋ごみをめぐる最近の動向について、事務局から説明いたします。

○矢野海洋環境室室長補佐 それでは、引き続きまして、資料3-1について、まず、環境省から、海洋ごみをめぐる最近の動向についてご説明させていただきます。

最初に、海洋ごみ問題の現状について、1枚目のスライドの写真にありますとおり、現在も

非常に多くの海岸漂着物が漂着しておりまして、想定される被害としては、生態系を含めた海洋環境への影響、船舶航行への障害、観光・漁業への影響、あるいは沿岸域居住環境への影響等、様々な被害が想定される中で、近年マイクロプラスチックの問題が、特に生態系に及ぼす影響が懸念されております。

次に、2枚目のスライドですが、海洋プラスチック問題の現状について、世界の分布を示したのですが、北極や南極も含めて、マイクロプラスチックが観測されておりまして、海洋プラスチックの汚染は地球規模で広がっているということがモデルによって予測されております。

また、次のページですが、海洋に流出するプラスチックについて、2010年の推計ですが、陸上から海洋に流出したプラスチックごみの発生量について、各国ごとのデータを示しております。発生量の幅はありますが、上位の国から見ると、東アジア、東南アジアの国々が上位を占めています。

また、下に書いてあるとおり、世界経済フォーラムの2016年の報告書によりますと、2050年までに海洋中に存在するプラスチックの量が魚の量を超過すると予測されておりまして、海洋プラスチックの問題は、世界中で非常に危惧されている状況です。

一方で、環境省では、日本各地の漂着ごみ等の調査を行っておりまして、一つは、ペットボトルの漂着状況から、ペットボトルがどこから来ているかを調査したものです。太平洋側では、日本製のものが多い一方で、東シナ海及び日本海では、外国製、中国や韓国のものが多い傾向にあるということがわかっております。

また、右側の図は、漂着ごみの種類別の調査結果ですが、個数ベースでは、プラスチック類が非常に多いという結果となっております。

次に、海洋プラスチック問題に関する国内動向及び取組について、最近の動きをまとめております。ご説明したとおり、今年の6月に海岸漂着物処理推進法が改正されました。また、二つ目ですが、後ほど、ご説明していただく予定ですが、第4次循環型社会形成推進基本計画が6月に閣議決定されました。この中で、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略、プラスチック資源循環戦略を策定するということが閣議決定で決まっております、現在、検討が進められているところです。

また、三つ目の海岸漂着物等地域対策推進事業については、環境省の事業ですが、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみの回収処理、発生抑制について、補助金による支援を行い、各都道府県、市町村での海ごみ対策に取り組んでいただいているところです。

次のページも推進事業の説明になりますが、平成30年度予算としましては、当初予算4億、

平成 29 年度補正予算と合わせまして、31 億強で、事業を実施しています。

次に、環境省の事業として、日本周辺海域の漂流ごみやマイクロプラスチック、海岸の漂着ごみ等の調査を実施しておりまして、海洋ごみの実態把握に努めているところです。

また、資料の右下にあるとおり、流域圏での海洋ごみ対策が重要であるという観点から、複数地方公共団体連携による発生抑制対策のモデル事業を今年度から開始しておりまして、3 カ年で効果的な対策について取りまとめて、横展開を図っていきたいと考えています。

さらに、環境省では、海洋ごみ調査に関する国際協力、調査手法に関する国際連携事業を実施しており、東アジア等における海洋ごみ調査についての人材育成等を含めた国際協力や、マイクロプラスチックのモニタリング手法の調和に向けた国際的な連携業務を進めています。

次に、海洋プラスチック問題に関する国際動向について、最近の動きとしては、資料の左下にあるとおり、今年の 6 月に開催されました G7 のシャルルボワサミットにおきまして、海洋プラスチックごみ問題が取り上げられております。総理からは、日本が議長を務める来年の G20 でも、この海洋ごみ問題について取り組む意向であるという旨が発言されております。

また、昨年 7 月に開催された G20 ハンブルクサミットにおいては、G20 として初めて海洋ごみを取り上げられ、海洋ごみに対する行動計画が合意されました。また、今年 6 月に日中韓の環境大臣会合が開催され、海洋ごみについても議題として取り上げられ、中国、韓国ともグローバルな共通課題であるということで認識を一致し、来年の G20 に向けて、3 カ国で連携協力を図っていくことで確認されております。以上です。

○中里海洋環境室長 今の説明につきまして、何かご質問等ございましたら、よろしくお願ひします。資料の内容でも結構でございますので。よろしいですか。

それでは、引き続き、主な省庁の方々から取組について、ご説明をいただきたいと思ひます。

まず初めに、水産庁からお願いいたします。

○保科水産庁増殖推進部長 水産庁に増殖推進部長の保科です。資料 3-2 に基づきまして、施策の概要を紹介させていただきます。

まず、漁場環境改善推進事業とありますけども、この一番下のほうにプラスチックごみの対策関係の施策を今年度から実施しています。具体的には、⑦番ですけども、海洋プラスチックを摂食した魚介類への影響の調査でございますけども、この解明のための調査・研究を行うというものであります。

それから⑧番、これにつきましては、漁業・養殖業から海洋プラスチックごみを出さないよという観点からの取組ですけども、プラスチック資材の使用や廃棄等の実態を調査して、

使用量の削減ですとか、環境に配慮した素材への転換等の検討を行うというものであります。

1枚めくっていただきまして、漁場復旧対策支援事業です。7億円というものですが、これは東日本大震災によって漁場に漂流や堆積した瓦礫を専門業者が、あるいは漁業者が操業中に回収した場合への支援でございます。30年度は岩手県、宮城県、福島県の3県で引き続き実施している状況でございます。

もう一枚、次のページですが、水産多面的機能発揮対策、28億円でございますが、この事業につきましては、環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動を支援しているというものであります。

最後ですが、水産環境整備事業、約106億円でございますが、この事業につきましては、水産資源の生産力の向上と豊かな生態系の維持・回復を目的とした魚礁とか増殖場の漁場施設の整備のほか、しゅんせつや、堆積した土砂やごみなどを除去するといった水域の環境保全のための事業を支援しているというものであります。

以上です。

○中里海洋環境室長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたが、ご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、続きまして、経済産業省、お願いいたします。

○福地経済産業省資源循環経済課長 経済産業省資源循環経済課長の福地と申します。資料3-3に基づきまして、簡単にご説明させていただきます。

まず、1枚目ですが、これは全般的な傾向ということのご紹介でございますが、容器包装リサイクル法における排出抑制に向けた取組といたしまして、皆様ご承知の方々も多いと思いますが、容器包装リサイクル法の制定以降、容器包装廃棄物の排出抑制というのは進む傾向にございまして、一般廃棄物総排出量と最終処分量というのは、総じて減少傾向にございます。

1枚めくっていただきまして、関連をする取組として、容器包装リサイクル法において、スーパーですとか、コンビニエンスストア、そういった小売業者の方々には、容器包装リサイクル法に基づく指定容器包装利用事業者とされまして、平成19年よりレジ袋などの容器包装の使用削減の取組を行うということが、義務づけられております。一定数量以上の容器包装を利用される多量利用事業者という方々は、それぞれの法律、それぞれの事業者で、実際に容器包装を用いた量ですとか、容器包装使用の合理化により排出の抑制を促進するために取り組んだ、さまざまな措置といったものにつきまして、毎年度、報告をいただくといった仕組みがございま

す。下に書いてありますが、主な例でございますけれども、それぞれ目標を設定されていたりですとか、あと、自らの過剰な使用を抑制したり、消費者による抑制の促進ということに取り組まれていらっしゃる例がございます。

もう一枚めくっていただきまして、化粧品におけるマイクロプラスチックビーズの使用につきまして、関連する産業界の方の取組のご紹介でございますが、日本化粧品工業連合会では、2016年に洗い流しのスクラブ製品におけるマイクロプラスチックビーズの使用中止に向けた速やかな対応というものを、会員企業に呼びかけられておりまして、現時点では、主要メーカーのほとんどが、そういう製品におけるマイクロプラスチックビーズの使用を中止されているという状況でございます。

もう一枚めくっていただきまして、こちらに関連する業界の方々の取組のご紹介ですけれども、日本プラスチック工業連盟におかれましては、樹脂ペレットの漏出防止活動といったことで1992年よりマニュアルを策定して、会員各社に呼びかけるですとか、あと、それぞれ海洋ごみ問題解決のための世界プラスチック業界団体による宣言に署名されるほか、2017年からは、実際に、その宣言活動への署名といったものを呼びかけられておりまして、8月現在では、37事業者団体の方が、プラスチック海洋ごみ問題解決に向けた宣言活動に署名されていると伺っております。

さらに、もう一枚めくっていただきまして、海洋プラスチック問題対応協議会といったものを来月の7日に設立されるご予定と聞いておりまして、こちらでは、アジアですとか、そういった国での働きかけといったことも含めまして、本件についての対応を協議・実施されると伺っております。こういった取組をしっかりと後押しをさせていただければと思っております。

以上です。

○中里海洋環境室長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたけれども、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、続きまして、国土交通省、お願いします。

○中崎国土交通省港湾局海洋・環境課長 港湾局の海洋・環境課長をしております中崎と申します。資料3-4をご覧くださいと思います。

日本地図がございますが、全国で12隻、海洋環境整備船という船を閉鎖性の海域、東京湾、伊勢湾、それから瀬戸内海、有明・八代の海域で配置をしております、下にございますように油ですとか、漂流ごみの回収を行っている状況でございます。

裏の面をご覧くださいいただければと思うんですけれども、7月豪雨がございまして、7月8日から8

月7日までの1カ月間、先ほどの海洋環境整備船で漂着物、流木の回収を行いました。図で見させていただきますと香川県の坂出、それから愛媛県松山、それから広島の高田というところの色のそれぞれついているところで1500 m³以上、前後の大量の回収が行われております。直近、3年間の例年の回収量から比べますと、大体、4倍ぐらいの回収量が、特にこの3地域で多く回収が行われていたという状況でございます。それ以外にも豪雨の影響を受けました大阪湾、それから有明海・八代海、それから伊勢湾においても、日ごろよりも回収量が多く出ておりましたけれども、今現在では通常の回収量に戻ってきているという状況でございます。

以上、報告をさせていただきます。

○中里海洋環境室長 ありがとうございます。

ただいま、ご説明いただきましたが何かご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、続きまして、環境省環境再生・自然循環局からこの基本方針にも深く関わると思いますが、現在、検討が進められておりますプラスチック資源循環戦略について、説明をお願いいたします。

○山本環境省環境再生・資源循環局長 環境再生・資源循環局長の山本と申します。よろしくお願いたします。

お手元の資料3-5ですが、先ほどの資料の3-5ですが、先ほどの資料3-1の中でご紹介がありましたプラスチック資源循環戦略というのを策定するという事で閣議決定されておりますが、それを受けまして、プラスチック資源循環戦略の小委員会というのを中央環境審議会のもとに設置をして、今月から具体の議論をスタートさせております。

設置の趣旨はそこに書いてありますように今回の海洋ごみという問題ももちろんなんですけれども、全体の資源の問題、あるいは地球温暖化対策と。そういった観点、広く捉えて、しっかり検討していこうということでもあります。

具体的な検討の中身は、二つ目の丸に書いてありますように、大きく分けて三つあって、使い捨て容器等のリデュースをどう図っていくか。それから未利用のプラスチックなどの徹底的な資源回収再生利用というところが二つ目。それから三つ目は代替促進ということで、バイオプラ等の代替促進といった、こういった三つの柱を中心に、総合的に検討していくということでもあります。先ほど、紹介がありましたように来年6月のG20に向けての大きな柱の一つというふうに考えておりますので、本年度内にこの答申をまとめていただくということで、今検討を鋭意進めているところです。特に関係省庁の方々にもいろいろ関わりの深いところでございますので、今後の検討についてもよろしくお願したいと思っております。

裏面ですが、先日行われた第1回の会議のところ、全体、内外の状況をご紹介した上で、まずは幅広くご意見をいただこうということで、事務局側が主な論点ということで用意しております。それが、ここの1から7までということですが、特に海洋プラスチックの問題に関しまして、4ポツにありますようにこういった点を含めて海洋プラスチック対策をどのように進めるべきかというのも一つの主な論点、大きな柱として、さまざまご意見をいただいております。

今後、関係事業者、関係団体からのヒアリングもいただきながら論点を整理して、先ほど申し上げたように、来年のG20に向けて、年度内の取りまとめに向けて、今、今後検討を進めていくというところでございます。

ご紹介は以上です。

○中里海洋環境室長 ありがとうございます。

ただいま、各省庁から施策のご紹介がございましたけれども、各省庁の説明全体を通して、ご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

よろしいですか。特にないようでしたら、先に進ませていただければと思います。続きまして、議題4、基本方針の改定につきまして、事務局からご説明をいたします。

○矢野海洋環境室室長補佐 それでは、資料の4-1、基本方針改定に向けた今後のスケジュールについて、ご説明させていただきます。

今後の基本方針改定のスケジュールですが、本日、この会議で政府内での検討をスタートし、今後は、資料にあるとおり、9月7日に海岸漂着物対策専門家会議を開催します。この会議は、本推進会議の下に設置されている専門家から成る会議ですが、こちらで基本方針の改定についての具体的な議論を進めさせていただきたいと考えております。

9月7日に専門家会議を開催させていただきまして、各省庁の取組等を紹介いただいた上で、基本方針の改定に向けて、ディスカッションを行います。

その後、政府内で基本方針改定案について、検討させていただいた後に、11月ごろに、次の専門家会議を開催し、基本方針案を提示した上で、議論を深めていただきたいと考えております。

基本方針案については、年内に案を取りまとめた上で年明けにパブリックコメントを実施して、パブリックコメント終了後は、この推進会議を開催の上、基本方針改定案を確認した上で年度内に閣議決定したいと考えております。

続きまして、資料の4-2について説明します。専門家会議での主な論点について、9月7日

から開催されます次回専門家会議において、どのような論点についてご議論いただくかということで、事務局で案を提示させていただきました。

主に5つの項目を並べておりますが、いずれも今般の海岸漂着物処理推進法改正の中で主要な論点、改正事項になっている項目です。

一つ目は、漂流ごみ・海底ごみが法律の対象として加えられたところ、それらを含めた海岸漂着物の効果的な回収処理について、また2つ目は、3Rの推進等による海岸漂着物等の発生抑制対策として、リデュース、リユース、リサイクルの3Rの推進、ポイ捨て対策を含めた廃棄物の適正処理、あるいは、流域圏での効果的な発生抑制対策について、上流を含めた流域の対策として、どのようなことが必要かといった内容を項目として挙げております。

また、3つ目のマイクロプラスチック対策については、マイクロプラスチックの海域への流出抑制のために、一次的マイクロプラスチックを念頭に置いたマイクロプラスチックの製造段階での使用抑制、あるいは二次的マイクロプラスチックを削減するためのプラスチックごみの排出の抑制、それらに取り組む上で基本方針にどのような内容を盛り込んでいくべきか、あるいはマイクロプラスチックによる海洋汚染の実態把握、生態系への影響の調査について、ご議論をいただきたいと考えています。

また、4つ目については、普及啓発、民間団体等の活動支援として、3Rの推進の普及啓発、エシカル消費、環境教育の推進、あるいは民間団体、ボランティア等による活動の促進策として、どのようなものが考えられるかという点です。

また、5つ目については、国際連携、国際協力の推進として、世界的な枠組み構築への日本としての貢献策、あるいは東アジア、東南アジア諸国との連携・協力の推進、地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築、これらの内容が主な論点として挙げられるのではないかとということでまとめたものです。説明は以上です。

○中里海洋環境室長 今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

資料4-1で、基本方針改定に向けた今後のスケジュールということで、今日の推進会議、また専門家会議等の予定を説明させていただきました。このほかに、この推進会議のもとに幹事会もございますので、それも適宜開催をさせていただき、基本方針の取りまとめに向けて、作業ができればと考えている次第でございます。

また、主な論点につきまして、今回は法律改正の内容を主に取り上げてございますけれども、今の基本方針も平成21年にできてから見直しがなされていませんで、内容として古くなっているものがあれば、見直しをしていきたいと考えてございます。

ご質問等はよろしいですか。

今後、基本方針の改定作業に向けて、作業を本格化していきたいと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上で本日の会議の議題は全て終了いたしますけども、全体を通して、何かご質問なり、ご意見なりございましたらお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第9回海岸漂着物対策推進会議を終了させていただきます。次回の日程につきましては、また各省庁の担当者の方々と事務レベルで打ち合わせをさせていただきます。決めていきたいと考えています。円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

午後 2時42分 閉会